

2005年(平成17年)1月17日

大阪弁護士会会員 各位

財団法人法律扶助協会大阪支部
支部長 坂本秀文

法律扶助協会大阪支部からのお知らせ

生活保護を受けておられない方の自己破産事件の受付が変わりました。

日頃は、法律扶助事業に何かとご協力を賜り誠にありがとうございます。

当支部では、自己破産申立事件(免責)については、生活保護受給者、児童扶養手当(母子手当)受給者、扶助協会が定める資力基準の80%以内の収入の方に限定して受付をしてまいりましたが、**来る1月20日から「**の資力基準の80%以内の収入」という制限枠を外し、扶助協会が定める資力基準内の方の場合は、受け付けることになりました。

次の資力基準(年金などを含みます。)に該当する方を受け付けることになりました。

家族が申込者だけの場合は、収入が200,000円以内

2人家族の場合は、申込者及び同居家族全員の収入合計が276,000円以内

3人家族の場合は、申込者及び同居家族全員の収入合計が299,000円以内

4人家族の場合は、申込者及び同居家族全員の収入合計が328,000円以内

(大阪府下で一部資力基準が異なる市町村があります。事務局までお問い合わせください。)

家賃や住宅ローンをお支払いしている場合は、一定額を限度に加算することができます。

上記の基準で継続して一定の収入のある方は受け付けます。無職・無収入の方の場合は、事務局にご相談ください。

一部償還金が(3万円が2万円に、夫婦同時申込の場合各1.5万円に)減額されました。

審査会で援助決定があれば、ご通知した日時に**一部償還金(2万円)を即時にお支払いいただくこと**になります。詳細は、事務局までお問い合わせください。

堺法律扶助センターが独立しました。FAX番号が変わりました。

堺法律扶助センターは、本年1月から下記場所に独立いたしました(大阪弁護士会堺法律相談センターの隣室)。同センターでは、自己破産事件に限り受け付け、扶助審査も行います。

同センターでは生活保護を受けておられない方の自己破産事件も受け付けています。

大阪地方裁判所堺支部及び岸和田支部に申立てをされる自己破産事件は、同センターにお申し込みください。

堺法律援助センター

堺市南花田口町2-3-20 住友生命堺東ビル6階

(南海電車高野線「堺東駅」北出口すぐ)

電話 072-223-2906

会員専用電話 072-223-2907

FAX 072-223-2901 (FAX番号が変わりました。)

自己破産事件以外の事件につきましては、従来通り大阪弁護士会分館の大阪支部にお申し込みください。

法律扶助事件の持込みを歓迎します。

お手持ちの事件あるいは相談をお受けになっておられる事件で扶助事件に相応しい事件がございましたら、是非当時部に持ち込みください。

今後とも法律扶助事業にご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。